

| | | |
|----------------|--|--|
| 第 6466 号 |  リーダスクラブ | 1994年1月6日創刊・毎日発行 |
| | | リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 6月 24日 水曜日 |

| | |
|-----|--|
| 発行所 | 三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp |
|-----|--|

♠ テレワーク等のための中小企業の設備投資税制

Q : 新型コロナに関連して人と人との接触を減らすため、テレワークを導入しました。これに係る設備投資については、何か特例があるのですか？

A : テレワーク等のための中小企業の設備投資税制が適用できます。

【解説】

新型コロナ対策として、人と人との接触を減らすことが必要とのことから、「テレワーク等のための中小企業の設備投資税制」が創設されました。

これにより、中小企業者などがテレワーク等のための設備(遠隔操作、可視化、自動制御のいずれかを可能とする設備)を取得した場合に、中小企業経営強化税制の適用が受けられることとなりました。

対象となる設備は、機械装置、工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェアです。

具体的には、青色申告書を提出する中小企業者等が、指定期間内に、経済産業大臣の認定を受けた経営力向上計画に基づき取得等をした一定の規模の設備について、指定事業の用に供した場合、即時償却又は設備投資額の7%(資本金の額が3,000万円以下の法人などは10%)の税額控除をすることができます。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】